

號三十二第

# 報部

日一十二月四年三十和昭

昭和十三年九月二十五日  
昭和十三年四月二日  
昭和十三年一月一日、十一月、十二月發行



○事變下に於ける 臺灣の新増税 (財務局稅務課)	○囿囿に於ける 銃後の赤心 (總督官房法務課)	○地方情報 (州・廳臨時情報部)	○海外情報 (臨時情報部)
--------------------------------	-------------------------------	---------------------	------------------

附錄 事變日誌

府督總灣臺  
部報情時臨

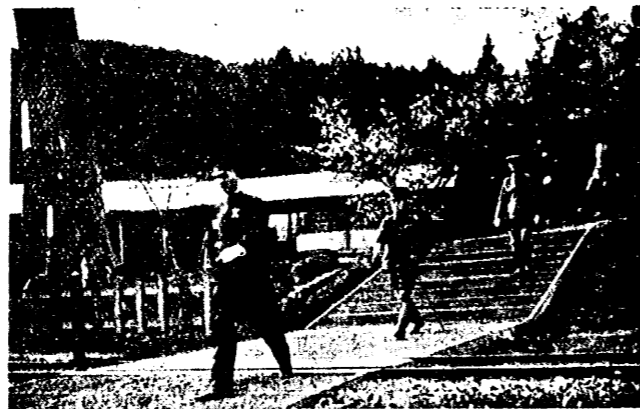
てり奉へ迎を下殿宮通久東



臺灣神社御参拜



陸軍病院御慰問



阿里山御視察

## 事變下に於ける臺灣の新增税

財務局 稅務課

### 一 緒 言

近代の意義に於ける戦争は單に兵力のみに依るにあらずして國を擧げての闘争である。されば忠勇なる第一線將兵が如何に高價な血税を拂つても、銃後の國民にして「我不關焉」の態度では終局の目的を達することは到底困難である。戦は勝たねばならぬ。かるが故に政府は物心兩面よりする國家總動員體制の確立を目指し著々各種の手段を講じてゐるのである。臣民たるもの各自國民たるの自覺に於て此の國家の行爲に協力することは蓋し當然の義務であらう。

兵器、戰術に長足の進歩をなせる近代戦に於ては戦費は實に莫大な額に上るので之が財源の大部分はどうしても公債に依存せねばならない。それは公債に依るときは巨額の費用を、而も短時日の間に迅速容易に調達し得るといふ便があるからである。併しながら長期に涉ることが豫想せらるゝ戦争に於て其の軍事費の全部を公債に依り支辨するといふことは公債夫自體の價格を下落せしめる傾あり、延ては悪性のインフレーションを惹起し物價を騰貴せしめ遂には國民經濟の圓滑なる運行を阻害するといふ様な結果ともなるので、經常的經費たる其の公債の利子のみは、せめて經常財源たる租税に於

て負擔し以て其の價格の維持を圖らんとするのである。租税は普遍的に國民の直接負擔として消化されるものであるから自然消費を節約せしめ少々の不自由は否でも忍ばねばならぬ。茲に國家は臣民の精神的效果を期待出來ようといふものである。

今回の増税は大體右の様な趣旨、動機からなされてゐるのであるが、其の趣旨に鑑み内外地は一體となる必要があるから臺灣も之が除外例たり得るものではない。そこで増税の要綱に入るならば、先づ第一に事變關係に因り異常の利益を擧げてゐる産業部門に對し増税を行ふと同時に時局に因り營業所得、田畑及養魚池の自作所得に著しい減少を招いた者に對し税の輕減を行ひ以て負擔の公平を企圖せんとしてゐることに注目せねばならない。臨時利得税の増徴、租税の減免に關する臨時的措置がそれである。次に國民的自覺を一層徹底せしむる意味に於て所得税を増徴し、入場税通行税を創設すると共に從來の物品税の課税品目の範圍廣大を行ひ物品税となし、併せて消費節約の消極的效果をも期することゝなつた。第三に利益配當税、公債及社債利子税であるが之は北支事件特別税中の利益配當特別税、公債及社債利子特別税を其の儘移植したものであつてこれは單に更衣をしたものである。尙増徴されるものとしては砂糖消費税、法人資本税等がある。更に國策の見地より税を輕減又は免除するものに數種の礦物に對する礦産税が擧げられる。

右に基いて制定又は改正された税令は臺灣支那事變特別税令、臺灣臨時租税措置令、臺灣臨時利得税令である。而して昭和十三年度に於けるこれが歳入豫算額は三、六八七、一六二圓であつて之が徵收費を差引いた殘額を以て臨時軍事費特別會計に繰入れることゝなつてゐる。茲に注意すべきは臺灣北支

事件特別税は當初の通り八月十一日迄其の儘存置することとし、臺灣支那事變特別税中増徴に關するものと重複するものは其の差額を臺灣支那事變特別税又は改正臨時利得税として課することとなつたことである。これは既に北支事件特別税收入として本府特別會計より臨時軍事費特別會計に繰入決定（六十七萬圓）せるものは其の儘として豫算を修正せざることとなりたるため、内地に於ては北支事件特別税は昭和十三年三月三十一日限廢止せらるゝのであるが、臺灣に於ては他の外地と同様當初の通り昭和十三年八月十一日迄存置することとなつた次第である。尙此度の増税に對しては地方團體に於て附加税を課することを得ないことになつてゐるが之は軍事費の性質と地方團體の經費の特質とより見て斯く決定されたものと思料せらるゝ。

## 二 増税又は租税減免の内容

臺灣支那事變特別税令に包含さるゝものは(一)所得税(二)法人資本税(三)酒類出港税(四)利益配當税(五)公債及社債利子税(六)通行税(七)入場税及特別入場税(八)物品税の八種であるが先づ新設税より順次説くこととする。

### 一 通行税の創設

内地では曩に明治三十八年から大正十五年迄本税を設けたのであるが、臺灣に於ては當時は未だ産業、文明の程度低く時期尙早の故を以て施行せられなかつたのである。所が近來本島内外の交通機關

の發達は相常見るべきものあり旁々通行税の本質等に鑑み今回内地と同様の課税を行ふこととなつたのである。

本税の納税義務者は汽車、汽船及乗合自動車の利用者たるところの乗客である。而して其の税率は一般的には距離に應じ、等級に従ひ勘案せられ定額税であつて最低二錢より最高二圓四十錢となつてゐるが、回数、定期、團體乗車船の場合は各々特別の税率が定められてゐる。(税令第十六條)

次に免税としては乗車船區間五十軒未満の三等乗客及臺灣總督の指定する陸海軍の團體としての乗車船が規定されてゐる。

### 二 入場税及特別入場税の創設

イ、入場税 興行に對しては臺灣に於ても從來地方税中雜種税として課税してゐたのであるが、内地の如く直接觀覽者に課する觀覽税の如きものはなかつたのである。惟ふに斯る場所に入場し又は設備を利用する者は多少擔税力ありと認めらるゝので之が創設を見た次第である。只臺灣に於ては一般に物價高く、從て生活費が高いのと娛樂施設に恵まれないため、情操陶冶の點を考慮し且又此の種税は内地と異り今回を以て嚆矢とする等の事情があるので特に免税點を高くすると共に税率を低率としたのである。

本税の納税義務者は第一種の場所(演劇、活動寫眞、演藝又は相撲、野球、拳闘等の競技を催す場所、競馬場、博覽會場、展覽會場、遊園地)に入場する者又は第二種の場所(舞踏場、麻雀場、撞球場、ゴルフ場、スケート場)の設備を利用する者である。(税令第二十三條)

税率は入場料の百分の五となつてゐる。(税令第二十四條)茲に入場料といふのは第一種の場所に於ては観覧料、座席料、仲錢、下足料、敷物料其他名義の何たるを問はず入場者が入場の爲に支拂ふ金額の合計額を指すのであり、第二種の場所の入場料とは舞踏料、競技料、會費其他名義如何を問はず入場者が設備を利用する爲に支拂ふ金額の合計額を謂ふのである。

三十九錢未満の(内地二十三錢未満)第一種の場所の入場料には課税しないことになつてゐるが回数、定期又は貸切で入場の契約をした場合に於ては右の規定は適用されないものであるから斯る場合には其の契約高に應じ課税される結果となる。(税令第二十五條)

ロ、特別入場税 右は入場税に就てであるが特別入場税といふのは運動競技であつて學生生徒又は該競技を爲すことを業としない者が之を行ふ場合に觀覧の爲入場する者より入場料領收の際に徴收するものである。而して税率免税點其他の點に付ては入場税の場合と同様である。(税令第三十一條、第三十二條、第三十四條)

ハ、通行税 入場税及特別入場税に就いて注意しなければならぬ點は之等諸税が從來國税に例の如い個人を徴收義務者として居ることである。(税令第二十條、第二十七條、第三十三條)從て徴收義務者が其の領收した税金を政府に納付しないときは勿論、納税義務者より税の徴收を怠り從て納むべき金が無いことを理由に税の納入義務を履行しない場合には國税徴收の例に依り處分されるのである。(税令第四十九條)

### 三 物品税の創設

北支事件特別税に於て既に課税されてゐた物品特別税の課税品目の範圍を著しく増大し前同様に内地に順應した税を課することになつてゐるが、唯臺灣は内地に比し物價高く從て之に伴ひ諸經費及生活費も高いので、本税創設に依り營業者、消費者共に壓迫を被るであらうと豫想せらるゝ爲第一種物品中必要なものに付ては課税最低限を相當程度高くしたのと、非常時下に於ける國民精神總動員の趣旨に鑑み社會教化、警察取締と相俟つて第二種物品に爆竹及金銀禮拜紙を追加した點が相違してゐる(税令第三十五條、同施行規則第三十四條及別表)

納税義務者は第一種物品に付ては小賣業者、第二種及第三種物品に付ては製造業者である。課税標準は第一種の物品に付ては小賣業者の販賣價格、第二種の物品に付ては、製造場より移出する時の價格、第三種の物品たる燐寸に付ては其の本數である。尤も保税地域から引取られる第一種又は第二種の物品は其の引取の際の價格に依るのである。

第二種及第三種の物品には課税最低限はないが第一種の物品には最低二圓より最高七十圓迄の課税最低限を設けてある。次に免税に付ては課税の對象である物品であつて イ、輸出するもの ロ、學術研究用に供するもの ハ、其他臺灣總督の指定したる用途に供するものは税務官署の承認を受け本税の免除を受けることが出来るのであるが、此の外原料として承認を受ければ免除せらるゝ場合もあるのである。(税令第四十五條、第四十六條)

尙物品税は結局に於て消費者が負擔するであらうことを法が豫想してゐるのであるから、之は間接税である。從て罰則に付ても間接國税犯則者處分法の適用があるのであつて納税義務者は特に此の點

に注意を要する。(税令第五十二條等)

#### 四 利益配當税の創設

利益配當税は法人の配當中配當率七分を超ゆる金額に對し百分の十の税率を以て課税するものであつて、北支事件特別税中の利益配當特別税と全く同様の内容である。只北支事件特別税が昭和十三年八月十一日迄据置かれる關係上八月十二日以後利益配當税となることに留意すればよい。(税令第九條)

#### 五 公債及社債利子税の創設

公債及社債利子税は國債は利率年四分、地方債及社債は利率年四分五厘を超ゆる金額に對し百分の十の割合を以て課税するものであつて、之亦北支事件特別税中の公債及社債利子特別税と全く同様である。北支事件特別税との關係も利益配當税の場合に於けると同じである。(税令第十二條)

#### 六 所得税の増徴

##### イ、第一種所得税

本税に付ては従來同族會社の加算税を除く外は内外地間に於ける脱税防止、法人負擔の權衡等の爲内地と同様の課税を爲しつゝあるのであるが、今回も亦同族會社の加算税以外は同一程度の増徴をなすこととなつたのである。即ち普通所得及清算所得に對する所得税に付ては現行税率百分の十を百分の十二・二五、百分の二十を百分の二十二・二五とした場合の差増額を、超過所得に對する所得税に付ては現行税率を以て算出したる税額の百分の十を増徴する譯である。唯同族會社に對する加算税に付て

は其の本質上第三種所得税との權衡もあり現行規定に依り算出した税額の百分の十三・五に相當する税額を増徴することとなつてゐる。而して今回の増徴に依り法人の負擔が著しく過重となる場合を考慮して之が緩和規定として普通所得及超過所得に對する所得税額と臨時利得税額との合計額が普通所得の百分の五十に相當する金額を超えるときは普通所得及超過所得に對する増徴は之を行はない。(税令第二條)

又同族會社の加算税に付ては普通所得及超過所得に對する所得税額と臨時利得税額との合計額を普通所得の百分の五十五に相當する金額より控除したる残額の範圍内に於て課税し其の範圍を超えては課税しないのである。(税令第三條)

##### ロ、第二種所得税

本税に付ても従來内外地間の脱税防止等の爲同様の規定を設けつゝある關係上今回も内地と同様二割五分程度の増徴となつてゐる。

##### ハ、第三種所得税

第三種所得税に付ては現行税令に基く所得税額の百分の十三・五即ち一割三分五厘を増徴するのである。内地に於ける増徴額は所得税額の百分の二十五であるが、臺灣に於ては昨年税制整理を行つたばかりなので租税負擔の狀況、民度並に經濟事情等を考慮し右の様に増徴率を軽減したのである。次に内地に於ては免稅點を千二百圓より千圓に引下げたが、臺灣に於ては昨年税制整理の際千五百圓より千二百圓に引下げたる次第もあり、今回は之が引下を行はなかつたのである。尙負擔加重の緩和規定として増徴税額は第三種所得の百分の四十五に相當する金額より第三種の所得に對する所得税額を

控除した残額の範囲内に限られその残額を超えては増徴を行はないのである。(税令第五条)

疊に一言せる如く臺灣北支事件別特別税令の廢止に至る迄は同税令中所得特別税(第一種及第二種)は其の儘課税されるのであるから、其の税額と臺灣支那事變特別税中の所得税(第一種及第二種)の増徴税額とを比較して其の差増額を以て支那事變特別税とするのである。

#### 七 法人資本税の増徴

本税は法令が全く内地と同様であるので今回の増徴も内地と同一とし歩調を合せることとなつた。元來法人資本税は資本の集積自體に擔税力ありとして課税するのであつて、利益の多寡を問はない税であるから、餘り強い増徴は出來ないが、一面超過所得税、臨時利得税などを補完する作用を持つてゐるのであるから或程度の増徴を行はなければ資本を増加した法人と増加しない法人との間に權衡を得ないことになる。之が増徴の理由である。(税令第七条)

#### 八 酒類出港税の増徴

内地に於ては物品税として酒類に對し増税を爲すこととなつたが臺灣に於ては酒類は專賣であるから内地の増徴とは直接の關係はないが唯酒類出港税のみは内地に移出する酒類に課税するものであるから、内地に於ける同種類の税との負擔の權衡上内地と同様一石當り七圓の増徴を行ふことになつたのである。(税令第八条)

#### 九 砂糖消費税の増徴

内地に於ては支那事變特別税法を以て本税の増徴を行ふことになつたのであるが、臺灣には從來より砂糖消費税法を例外を設けず施行して内地と同一税率に依り課税しつゝあるのであるから、今回も

支那事變特別税法の關係條文を其の儘引用して内地と同様約一割程度の増徴を行ひ又徵收猶豫期間の短縮も同様六箇月より三箇月に短縮したのである。(昭和十三年勅令第二〇七號、支那事變特別税法、第九條、第十條、第六十八條及第六十九條)

#### 十 臨時利得税の増徴

本税の改正要點は從來の臺灣臨時利得税令を改めて増徴を爲すと共に支那事變に因る利得に課税せんとすることの二點であるが、此の税令は内地のそれと同一内容のものであり又臺灣北支事件別税令に依る臨時利得特別税も内地同様である上、今回の臨時的増税の趣旨より見るも本税に付ては内地と共に其の軌を一にする必要があるのと同様の改正を行つたのである。今之が内容を述ぶるならば、先づ利得を甲種利得と乙種利得の二種に分ち從來の課税利得即ち昭和四、五、六の三箇年の平均利益を超過した利得を甲種利得とし、新に事變利得に課税するものとして昭和九、十、十一の三箇年の平均利益を基準として計算した超過利益を乙種利得として課税することとなつたのである。

税率は甲種利得に對しては法人百分の十七・二五、個人百分の十一・五、乙種利得に對しては法人百分の三十、個人百分の二十である。而してこれは法人についてのみ問題となるのであるが、臺灣北支事件特別税令中の臨時利得特別税と今回の増徴との關係に付ては其の差増額を以て臨時利得税の税額とし、八月十二日以後は北支事件特別税が廢止せらるゝので全面的に臨時利得税が徵收せらるゝこととなるのである。乙種利得に課するものは其の全部が支那事變特別税となることは言ふまでもない。

#### 十一 臺灣臨時租税措置令の制定

臺灣に於ても相當時局の影響を受け營業者にして營業狀態不振となれるものあるを豫想せらるゝの

で、租税負擔の是正を期するため昭和十二年十月公布せられた支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對する租税の減免、徴收猶豫等に關する律令と相俟つて尙一層適用範圍廣き臨時的措置を講ずるの必要ありと認め大體内地と同様の軽減を行ふのである。又自作田畑及養魚池の所得減少者に對する地租に付ても營業税と同様の趣旨に依り軽減の措置を講ずる必要があるのは勿論であるけれども、營業税の純益減少見込に比し自作田畑及養魚池の所得減少の見込は少きを豫想せらるゝ一方臺灣は内地とは相當事情を異にするものがあるので、軽減を行ふ所得減少は五割以上のものに限り且軽減割合にも相當斟酌を加へたのである。

次に我國に於ける鑛物資源として著しく不足せるもの、増産を奨励せんとする重要國策に基く税法上の臨時措置に付ては、臺灣としても之に協力順應する必要があるので、之等必要なる數種の鑛物に付ては内地と同様鑛産税を免除し又混用綿絲を用ひたる織物に付ても重要國策に基く臨時措置として内地と同様之が消費税を免除するのである。

今其の内容の大體を述べれば

イ、營業税の課税標準額に對し二割五分以上減少したときは其の減少した割合に従ひ其の納付する營業税を左の通り軽減する。

減少割合が二割五分以上三割五分未満なるとき	營業税額の二割
同 三割五分以上五割未満なるとき	營業税額の三割
同 五割以上七割未満なるとき	營業税額の四割
同 七割以上なるとき	營業税額の五割

こゝに平常課税標準額といふのは臺灣營業税令の規定に準じ計算した昭和十一年以前三年の平均課税標準額を謂ひ、昭和十二年一月一日より新に營業を開始したものについては昭和十二年の課税標準額に依る。尙地租又は營業税の軽減を受けんとする者は一定の期間内に所轄稅務官署にその旨申請することが必要である。

ロ、個人の田畑及養魚池の自作所得が平常の所得に對し五割以上減少したときはその減少した割合に従ひ其の年分の地租額を左の通り軽減する。

減少割合が五割以上七割未満なるとき	田畑及養魚池の地租額の三割
同 割合が七割以上なるとき	田畑及養魚池の地租額の五割

こゝに平常所得といふのは昭和十一年以前三年の平均所得を謂ひ昭和十二年一月一日より新に田、畑及養魚池の自作を開始したるものについては昭和十二年の所得による。

ハ、鑛産税の免除に付ては昭和十三年一月一日以後新に許可を受けた鑛區より産出する金鑛、銅鑛、錫鑛、亞鉛鑛、硫化鐵鑛及滿俺鑛に付ては鑛産税を免除し又既存鑛區より産出する以上列舉の鑛物の數量が昭和十二年の産出數量を超過したときはその超過部分に對する鑛産税を免除することゝなつてゐる。

## 十二 臺灣所得稅令及臺灣相續稅令の改正

此の所得稅及相續稅の改正は今回の増稅關係の改正ではないのであつて、從來負擔の公平上問題となつてゐた點を解決する爲内地に於て兩稅法が改正せらるゝ事となつたので臺灣としても之に順應し更に一段と課稅の公平を期したのである。即ち所得稅に於ては從來一時恩給又は之に類する退職給與



一時の所得として課税せられなかつたのであるが、今回臺灣に於て五千圓を超ゆる一時恩給又は退職給與を受取る者に對しては第二種所得税を課し又臺灣に住所を有する者が臺灣外より前記の所得を得た場合に於ては第三種所得税を課するのである。又相続税に於ては從來の財産所在地課税主義を廢して相續開始地に於ける相續財産全部の綜合課税主義を採り相續人の受取る五千圓を超ゆる生命保険、郵便年金、退職手當、功勞金等に付ても其の超過額に對し課税を行ひ、尙從來贈與課税の圈外に置かれてゐた不動産及船舶に付ても其の千圓以上であつて親族に贈與を爲したとき又は分家を爲すに際し若は分家後本家の戸主又は家族に贈與を爲したときには原則として納付した登録税額を差引き之に課税することゝなつたのである。

### 三 結 語

以上は今回の臨時的増税並に負擔軽減に關する臨時的措置の概要であるが、之が成果の舉ると舉らざるとは一に懸つて島民各位の國民的熱誠如何に在るのである。本島に於ては曩に税制整理を行ひ昨年北支事件勃發するや内地に順應し直に支北事件特別税を設けたる處、幸ひ舉島一致各位は本税創設の趣旨を體して納税報國の赤誠を披瀝された結果其の納税成績は實に九九・五%と謂ふ非常な好成绩を挙げ得たのである。冒頭に於て述べた如く今回の増税も北支事件特別税と同じく多額なる軍費の一部を租税に依つて賄ふことが最も妥當なりとして行はれたものであるから島民諸氏も深く思を茲に致され政府の此の政策に協力し所謂戰時財政總動員に應召せられんことを望む次第である。

## 囹圄に於ける銃後の赤心 (一)

總督官房法務課

臺灣の刑務所では、事變勃發當初民族的特殊事情より見て、收容者の動靜に深甚の注意を拂ひ、その視察を嚴にし事故防止に努めたが、この一般社會と隔離せられた刑務所内にも、國民精神總動員、皇民化運動の警鐘は高峴を越えて鳴り響き、遂に本島四刑務所四支所の受刑者三千八百人は何れも衷心から皇軍の精銳に信頼しつゝ、等しく銃後國民の一人としての自覺を深め、感奮報謝の一念に凝つて作業報國の一途に邁進しつゝあるのである。これ固より當然のことではあるが、この重大時局が契機となつて本島受刑者達をして、今更の如く皇國臣民たるの榮譽に甦り一層國民道德の理解及實踐に拍車をかけて行刑究極の目的たる教化改善の効果が顯現せらるゝに至つたことは最も欣びに堪へないところである。

受刑者が如何にして國家社會の新たなる重要情勢に通ずるかと言ふに、第一には休業日に於ける教誨訓話であり、祝祭日記念日には相當の式を舉行、併せて國民精神の涵養に努めてゐると、第二には臺灣三成協會發行の「誠」を閲讀せしめてゐることによるが、「誠」は月三回發行で毎號一千三百部を全島刑務所に頒付して居り編輯は特に彼等の更生を促進するための修養記事を掲載するは勿論、事變の

推移を正しく認識せしむることに留意してゐる。其他所内に於ける國語教育、ラヂオ聴取等の方法を用ひて、作業に、教誨教育にその他日々の生活を擧げて銃後國民たるの覺悟に缺くところなきを期し指導教養に怠りないのである。

本島に於ける受刑者達が、今日國家未曾有の重大時局に際會して、不覺にも刑辟に觸れて囹圄にある身を衷心から愧づると共に、不自由な生活の中からも何等か君國の鴻恩の萬一に酬いんとする熱願は、作業に對する眞剣な努力となり、國防献金の出願となり、更に釋放後軍夫を志願して敵彈雨飛の中にありて一死報國の誠を示す者さへ出づるに至つたのである。

次に述べる所は曾つて共產主義の下に蠢動した或る思想犯人をはじめ其他の受刑者が今回の事變に際し、聖恩のかたじけなさ皇國民としての喜びに感激しながらしたゝめた手記の一部である。

### 或る轉向者の手記

本島人 受刑者 某

國家超非常時、國民精神總動員の聲都部に轟き渡り山の兄弟……蕃人迄も國民的自覺に奮ひ起つに至つたこの時、この際、國民としての男女老幼は言ふに及ばず犬馬禽鳥も口を一眞文字に緊張し切つて惟赤誠奉公に餘念

のない眞只中に自分が過去の大逆不道の跡を慙々持出して人々の憎惡の印象を新にするのは確に罪惡であると思ふ。自分としても殊更に我が古傷に觸つて我が心身を苦悶懊惱させることは決して賢いことでないと思ひます。

出来るなら自分の存在をそのまゝ世間に忘れてもらひたい願つてゐます。事件公判の日、或る共犯が依頼した一老辯護士がその被告への個人的辯護が終るに、事件連座の一同のため處罰寛大方を懇願する詞の中に「……三年前(昭和六年)の九月十七日の北滿柳條溝で起つた事件が若しも三年早かつたらこの檢舉は要らなかつたでせう云々」の一言があつた。この一言は當時の私も尤もだと思ひましたが、その後も現在も思ひ出して見るに、本當に味はひのある言葉として感謝に堪へません。と言ふのは、張學良の自殺的一行爲が動機となつて日本に肉弾三勇士を産ましめ國民の上下一致を促し、軍閥の鐵蹄下に喘ぐ陰慘な滿洲の地に王道樂土の明則郷を現出せしめた。而して日本をして外益々國威を世界に宣揚し眞實の日本の姿を列國に示現するに同時に、内には國體明徴の機運いよく熱し非國民的共產主義者、社會主義者の迷夢を破り、彼等をして國民的自覺を呼び起さしめ堅く轉向を誓はせるに至りました。蓋し當時の共產主義者が考へて居た所謂客觀狀勢が是等の結果を生み出さうとは

夢想だにしなかつたであらうし、彼等の豫期は綺麗さっぱり裏切られたのだ。一度騙されたに解つた人は甘んじて尙他が騙すまゝに委せまますか。丁度親に背いた放蕩息子が翻然迷ひから我に歸つた時、始めて親の慈愛に感泣しその膝下にすがつて只管前非をお詫びするのと同じ様に不逞極まる反國家的行爲を敢てした人も一旦自分の誤謬を發見するにやほり、君恩國恩の有難さに咽びつ、今までの大罪を悔ゆる事に躊躇致しません。このやうに當時の思想犯罪者は擧つて轉向を誓ひ或は親の慈愛に依り或は宗教の力に依つて救はれましたが、私もその中の一人にして落伍しなかつたことを自分の大不幸中の一大幸事であつたと思つて感謝致したい。然しこゝに餘談ながら一言斷らせて戴きたいのは私が共產主義運動に加つたのは……(略)主義を根據にして運動に携はるるに云ふよりは寧ろ周圍が共產主義空氣に漲つて居る關係に不幸にして共產主義者に交際した事に依つて感情に引摺られ、遂に他に隨いて踊つた者にすぎないと思ひます。方が正しいでありませう。私が斯う言つたのは謙遜する爲

めでも無く又自分の罪惡を人に軽く見て貰ひたいために辯解するためでもありません。唯その時の私は本當に斯んな姿であつたから萬一「主義者」言ふ彼の偉そうな肩書を過去の私に負はせるなら分に過ぎる重荷であると思ひますから、敢てこれだけの蛇足を附加へたまで、あることを御了解して戴きたいと思ひます。

姉の死と母の重病の前後の報が、支那で將に放浪生活に入らんとする私を引き留めた。急遽我が家に飛んで歸つてみるに、母は病床に呻吟しながらも我子の顔を見るのが何よりも嬉しそうであつた。併し家運は疾くに傾き始めた。殊に父が一生を通じて刻苦勉勵して拵へた僅かの商賣資本も何處かに姿を消して了つてゐた。日々に見るのは債權者の顔と負債の催促状であつた。間もなく一家諸共が飢餓線上に投げ出されるのは火を見るよりも明らかであつた。姉の家も姉の死と共に零落の谷底にあつた。この悲惨を目に見ながら私は一家の目睫の急を救助するに微力を惜んだばかりでなく反つて………(略)私の思想が危険に傾しつゝ、あるのを看破した警察は

知りませんが、一度も聲を張り上げて叱つたことはありませんでした。只人情世事を引例して諄々説き聞かせて私の反省を促したのです。多分我子の昔の癖を心に描いて日夜その元の姿に還るのを望むのに何れ程苦心したのでありませう。併し憐れ父の心盡しは無駄でした。その言々句々は今こそ無上の寶言であることが分りますが、當時は全くうるさい老人の小言であるさしか思はなかつた。間もなく母は死んだ。それから半年も経たぬ中に私が檢舉されましたから、その後の父はさうであつたかは知りませんが、家運の傾轉に續いて姉の死、母の死、私の罪………が何れ程、父の晩年を悲嘆に暮れさせたかは、私は涙なしでは考へられません。國家的見地から觀れば、不忠不臣の叛逆徒であると同時に、家庭から考へれば天人共に許さない大不孝の子でありますから果して私は再び社會に向ける顔がございませうか。母の葬儀に友人を德憑して過激の弔文を朗讀させて郡の刑事ミ村の巡查を困まらせる不孝を敢てした私ミ雖も一旦罪に醒悟した上は私にミつては親は矢張り大事でありました。「家庭觀

私に嚴重な尾行をつけた。その關係で村中の父老や故舊知人に恐れられて就職の斡旋方を依頼しても誰一人ミして聞いてくれませんでした。そこで〇〇〇〇で書記に使つてくれるミ聞いて欣然承諾しましたが、これが奈落の一層深い所に轉んだそもくでした。二十圓の給料の約束でしたが父に十圓位の仕送りは出来るだろうミ出て見たら、給料處ではなかつた。反つて懐の小遣錢がそのために流れ出したのが度々でありました。自分も闘士であるミ自負してゐた私は今更退く譯にもゆかなかつた。朱に近づく者は赤く、墨に近づく者は黒くなるミの古語があるやうにそこから段々迷夢に深入りして仕舞ひました。父に就職するミ言つたが、給料を持つて歸らない許りでなく度々所謂同志を家に泊らせて饗應し、時には既に涸渴しつゝ、ある商賣上の運轉資金から小遣を搾り出したミこも一二度ならず繰り返へしました。

如何に老人の父でも是れ位の事は直ぐに看破されました。支那にゆく前の我子の性格ミ、今この變り方が餘りにも激しかつたのに驚いてミれだけの暗涙を流したか念が重い。ミ黨の幹部から烙印つけられて、屢々非難を受けました私ですが、如何に共產黨員は家庭觀念が禁物であつても私の念頭から親ミ云ふものを取り除く事が出ませんでした。捕縛されて〇〇で〇〇警部補が取調を終はるミ、さあ、豫審が三年、刑が六年合はせて九年位だ、つまらぬことをしたではないか、ミ言はれてピンミ頭にきたのは、父の齡は既に七十四、九年後ならもう再び家で逢ふミが出来ぬミのこで悲しくなつて遂に運動に參加して以來最初の涙を見せて了ひました。送所されて獨りになるミ、頭の中では悲嘆に憔悴してゐる憐れな老父の姿が一層繁く去來しました。寝られないで深夜起きて泣いたので、翌朝當直の部長から呼び出されて慰めの言葉をいたゞいた事もありました。昭和八年の春も暮れか、つた時始めてつた一回のお詫びの手紙を出しました。それも自分の罪を懺悔するのではなくて、側に侍る事の出来ぬ不孝を謝り、要するに父を慰安する形のものでありました。その頃から月々手にした雑誌からは、内地の共產黨の巨頭連の轉向なきが極く抽象的に傳は

り、同じ雑誌や誠の紙上には日本の國際聯盟への愛想盡かしの問題や滿洲國が日に増し成長してゆく具體的姿等で賑つたるた。一方兄の手紙からは轉向を促してきました。時勢はもはや自分の醉夢郷に彷徨するのを許なかつた。行かうか？ 戻ろうか？の問題がしつ／＼自分を煩悶させ出しました。併し卑怯者、没落者、變節者の罵言を恐れる虚榮心が執拗く胸深く蟻踏して居りました。凡そ人間が世間並みかけ離れた或る事柄や振舞ひをするには——假令それが善事にしても悪事にしても、それを遣り出すには相當の勇氣が要りますが、自分のこつてきた行爲が間違つたと思つた時にあゝ、悪かつた許して下さい！と人に告白し懺悔するは更に大きい勇氣が必要になるのではないと思ひます。ですから思想犯罪者が前非を悔いた轉向聲明は決して突然に思ひ出した事を嘘八百に書き並べたものではないと思ひます。よし他人の罵言はさうでもない、まして、自分の今迄良いこと考へ且信じそれを成就させる爲に實行までしてきた思想が俄かに悪いことを發見し或は人の指摘をうけて翻然と

捨てる爲に之に代はる新しい心の糧を要求し出すのは極く自然の成行でございます。丁度人が一家の生計の全部をそれに頼つて勤めてきた會社が突然潰れて解雇されるに之に代はる職を見出すまでのその人の焦燥狼狽ならぬものがあると同様に、思想的の悶へ苦しむは如何なるものであるかは之を経験した人でなければ知り難いものであると思ひます。私のやうな他人に隨いて踊つた主義の半解者をこれに譬へることは出来ませんが、兎も角私もかなり煩悶したのです。豫審終結して公判を待つてゐる中に○○○事件の豫審判官から至愛の友人の死に瀕しつゝある事を聞きし、續いて公判の時には兄から今一人の肉親の兄弟にも劣らぬ仲の友の死を聞かされました。しかもその死に方が、餘りにも悲惨で、死に至る原因もひよつと私に多少關係があるやうにも思はれました。この二つの消息を聞いた當初は心臓も裂けん許りの衝動を受けて苦んだが、それから後も自分の罪惡の餘りにも恐ろしいに感じたせいか夢の中で友人のために泣いた事も度々ありました。之等の事が私の轉向

發表と絶對に社會運動との關係を斷つことを誓ふに至つたことに拍車をかけたものでありました。……(略) 公判が進行して檢察官の論告で七年の求刑を耳にしてがっかりしてしまひました。當時私達を戒護させる役人の一人が、事件連座の者の中で私のやうに落膽した者は一人もないといはれたが、兎に角後から考へて見るに半狂亂に近いものでありました。それもその筈、虚勢を張つた嘘の勇敢さは、いざ眞刀で切り合ふ場に直面するにすつかり背くなつて了ふのが當然でせう。……(略) あゝ、萬死尙足らざる重罪人たる私を「罪を憎んで人を憎まぬ」立場から凡ゆる心盡して何處迄も活かせて戴くことは！ 恐れ多いことではあります。天皇陛下の御恩の蒼生に普く賜はる御仁政に感泣するに至りました。當時拘留舎に居つた○○部長さんに勵まされてヒョロ／＼ながらも工場に出られることを何よりも喜びました。見るもの聞く音にも驚異を感じる工場に出て翌日病氣いふ破目に陥りました……(略)當時それは弱り切つて何回も先生が聴診器を心臓にあて、頭を左右に傾けた程

の私が意外にも今日まで無事に持續けられたのは、神佛の御加護もありますが、何と言つても前の警務主任○先生の尋常ならぬ温い御人情に依るものであると確信致します。ですから先生の御恩は百度死んで人間に生れ還つても感謝したい積りです。又幸ひに當時の一番直接關係ある工場の○○さんも非常に情深い方で、規則作業身體の事を心配して戴いた許りでなく、思想上の問題までも苦心して戴きましたことに依つて自分の現在があるのだと言つても敢て過言ではありません。併せて感謝してやみません。こゝで一つ忘れるべきの出来なないのは、轉向を聲明してから工場出役までの私の心的生活は全く空っぽで思想的空虚時期も言ひ得ませう。思想的出路を宗教に求めますことは早くから決心してゐましたが、何んでも理論によつて探索する言ふ知識階級臭い(但し私が智識階級の一人である言ふのはありません)環套を脱し得なかつたのです。京都の大谷大學内に本部のある佛教エスペラント聯合會にも書を馳せてエスペラント研究に依つて佛教信仰に入りたいと指導を願ひましたこと

ろ、御親切にも「東光」に言ふエス語雑誌を贈與して戴きました。エス語を通じて佛教を知るは差しあたり無理であるこの御返事でありました。間もなく服罪しましたので、該會との聯絡も切れましたが、兎に角、萬事この調子で書籍上から自分の信仰問題を解決しやうとの無駄骨折りを繰り返へしました。幸ひに工場にも出されて所長殿の毎月の御訓諭を始め、總集教誨や工場教誨又は個人教誨等に依つてお話を拜聴する機会が多くなつてきたから自然ミ心の向ふミころも明瞭となり、宗教信仰は決して理屈に依るものでなく須く虚心坦懐、只管御佛様の御慈悲を信じて感謝する境地に入るものであることが次第に解つて参りました。當時丁度思ひ出しても懐しい涙のじみ出る〇〇先生が御熱心に合掌生活を教へて下さつた時であり。一方慈悲深い恩師も遙々故郷から尋ねてきていた。いて佛書の差入れを願つたら學者になるのだから本は二の問題である、要は信仰にあるから阿彌陀佛でもい、しそれとも觀音様でもよいから何か一つ信じて一時たりとも佛様を忘れない様にして下さい、私は只

二二  
吾が立派な信仰家となり技術者になつて歸つてくるのを唯一の楽しみとして待ちますから——ミ教へ勵ましていただきます。以來三年有餘を経過した今日まで大多数は形式に流れても三度の飯を戴くべき、又は朝夕にも怠らずに合掌し以て〇〇先生を偲んだり、未だ父の死が分らなかつた時は父の健在を、母の冥福を祈り、現在も親の冥福を祈る外に亡友の追慕をも兼てやるやうになりました。未だ本當の信仰の門限に踏込むことが出来なくても常々佛を念じながら恩師の言付を忘れないやうに務めて居ります。斯様な生活を刑務所に居る間のみ行ふだけでなく社會に復歸しても死ぬまでも形式許りのミころを段々實質化させて阿彌陀如来の御慈悲にすがること努力いたしたいことを切に願ひして居ります。

併し一番残念に思つて居る事は父の死である。父に會ふ事は〇〇に歸る唯一の望でありましたから、兄が面會にくるミ父の來所を懇望し、手紙を出しては父さんを面會につれてきて頂けませんかミ願ひしましたが、豈に計らぬや、父は既に私が歸〇して四箇月目に私の名を呼びつ

、先立つた母ミ姉の許にこの世から去りました。兄達は言を左右してこの事を嚴秘にしたのです。一年後に支拂命令書に由つて父の訃を聞いた私は本當に天地爲に暗しの嘆きであつた。一縷の希望も断たれて今は尙何を望みませう……(略)私は惟ふ——罪決定當初の落膽は尙父の顔ミ言ふ望があつたが、今の嘆きは一切を失くしました。このやうな絶望の境地におかれた私がその儘自暴自棄に陥らないで、新しい希望を見出させて頂いて一歩前進してそれに向ける決意をかため今日の私のあるのは、皆前に述べた温いお情の数々が一つの大きな力ミなつて私を救ひ上げたのであるミ確信して居ります。非國民的犯罪に依つて牢獄に繋れる身が尙もこんな御温情を蒙ることは、衷心から感謝するミ同時に私は日本人に生れた幸福、日本人の受刑者としての有難さを眞實に感じさせて戴いたのです。

刑務所に入つたことが私の一生を臺無しにしたのは確かであります。併し刑務所生活に依つて、曾ては念頭に置いた事のない我が尊嚴神聖なる國體に對しての認識が深められ、今まで敬遠してきた宗教には親しみを感ずる

に至りました。又刑務所生活が私に生活の妙境を味ははせ、人生は財産権力地位があるだけで幸福ミなるのではないことを悟らせて戴きました。「稼ぎに追ひつく貧乏なし」ミか「天は自ら助くる者を助く」ミの諺は決して無産者を欺瞞する言葉でなく、人間は心の持方一つ、働き方一つで貧乏でも幸福に暮してゆく事が出来るのを確信させて頂いたのも刑務所の賜物で、これ等の精神的所得が私の物質的損失を埋め合はせるに足るミ確信して止みません。

長いと思つた刑期も後幾何もありませんが、私の爲に散々苦しめられた兄弟は私の罪を咎めないで、反つて支那に行かせてこつた結果になつたミ責を感じ、今は温い愛を以て私の歸りを待つて居ます。……(略)しかし時局は既にこんな個人的問題に意を留める暇もないやうに切迫してきました。國民精神總動員が強調されて居る今日、私達の最も必要ミするのは、皇民としての公人的覺悟であると思ひます。滿洲事變が日本の國土から共產主義を根絶させ、徹々たる私もそのため更生させていた、きました。今や日本は東亞の天地から白害を驅逐し

赤禍を根除せんが爲の聖戦に臨んでゐるではありませんか。私も有難き極み！

天皇陛下の一赤子である自覺し、斯る重大時局に無關心では居られませぬ。蒋介石が若し賢ければ、滿洲事變に依つて日本の共産黨員が轉向したやうに、毎日抗日の政策から轉向して日本の好意を受け容れて看板の塗り換へをしたでせう。併し彼は馬鹿も甚だしかつた。歐米依存の愚策に愛着する許りでなく、容共政策までも敢て取るに至つた。張學良は柳條溝で自殺した(寓意的に言ふなら)が彼は盧溝橋で死地を求めたのだ。我が正義のための胸懲に依つて今や蔣政権は總崩れの過程にあります。私達は彼の一日も早く地上から消え去らんことを待つてゐます。……(略)滿洲國は既に成長し、中華民國新政權は誕生しました。日本は東洋永遠の平和確立のためにこの二人の子供を養ひ育て、ゆく重い責任がありますが、この重責を擔ふ我々國民の個々は果して皆それに堪へ得る力を具備してゐるかどうか内省し検討せねばならぬと思ひます。

私は斯く見たい——臺灣は皇國の地になつて既に四十

餘年を闊したりも雖も、弊風陋習は尙多く存してゐるし、文化も内地のそれに比べて雲壤の遜色があるのではないかと思ひます。思想上に於ても尙舊套を脱し切れぬものがあるのではないか、久しく社會から隔離されてゐる私がかんな臆測をなすのは或は現實さかけ離れた一掃憂かも知れませんが、萬一此等の諸問題が未だ完全に解消されてゐないならば、この臺灣を皇國の領土として恥かしからぬ様に、五百萬島民が盡く皇民としての實質を具備するやうに至るには、本島青年の大なる自覺に俟たねばなりません。幸ひにして最近皇民化運動は旺盛で、又本島からも多くの軍夫が戦線に出た承はり、それ等の青年に心から敬意を表してやみません。……(略)

私は在所中怠らずに皇民としての精神涵養につめめ將來社會に復歸させていたゞきました曉には、さうかして皇道社會に合流してゆけるやうに努めてゐます。先生方や諸役人の御教導をひたすら御願ひいたします。私がこれを書いてゐる中に、計らずも來月の工場標語が皇民としての反省を怠らず云々發表されたのを見て何かの吉縁があるやうに思はれました。……(略) 以下次號

## 地方情報報

### ○銃後の美談

#### 新竹州臨時情報部

#### 沙坑公學校張訓導の美舉

沙坑公學校訓導張盛火君は實弟盛誠君は兄弟揃つて愛國の赤誠に燃え、事變後盛火君は首席訓導として皇民化運動に全職員の模範となり、盛誠君は郷里青林庄から軍夫志願して従軍し、中文の曠野に日夜奮闘中廣徳附近の戦闘にて名譽の戦傷死を遂げた旨の報知を受けたが盛火君は微動だに見せず、泰然自若として「不束な弟が

御國のため幾分でも才役に立つてくれたのを喜ぶと共に死際に汚名でも残したのではないか」心砕いてゐる様は實に職員全部に深い感動を與へた。校長からは父母を安んじて來る様にこの事であつたが、公務と私事を混同するのは本心の望むところでないとして平素通り勤務に精勵してゐる。父兄からも是非歸宅して見た方がよいと勧められてゐるが盛火君の不動の信念には、誰一人感銘しないものはなくその真剣さに驚かされてゐる。

### ○銃後の赤誠

#### 臺中州臨時情報部

時局は出征を謳歌し世は旗の波に歓呼の聲を織り混ぜた軍國風景の一大パノラマを現出したる秋、國民精神は統一充實され戦地の勇士は勿論、銃後の民草も等しく帝國の爲報國の念止み難く國防献金に或は出征軍人遺家族慰問等銃後の美談の多い中にも次に述べる員林部下に於ける美談は幾多の感激を呼んでゐる。

#### 一 模範給仕の善行

黄永俊君は員林郡役所の給仕にして常に職員間の氣受けも良く模範給仕として職務に精勵し、將來を喝望され居りたるに偶々今時事變動發するや二回に亘りビール、其の他の空瓶を集め、其の賣却代金拾八圓餘りを國防献

二六

金した。其の後事態の進展に伴ひ郡役所職員〇〇〇〇君が病床の妻を残し名譽の出征以來毎日勤務外の時間を利用し留守宅を慰問しては野菜畑の手入又は施肥其他新割等を手傳ひ、〇〇〇〇君の出征先に慰問袋を送る等銃後の模範として附近の賞讃の的となつて居る。

#### 二 煙草の錫紙献納

陳進興君は員林公學校五年生にして事變の進展に伴ひ時局に刺戟せられ勉學の餘暇を利用して煙草の錫紙を蒐集し郡役所に献納方を依頼し來たので郡當局は直ちに員林郡煙草小賣人組合に移管した。

### ○支那事變に關し執りたる措置

#### 臺南州臨時情報部

#### 一 時局に關する

##### 講演資料の發刊(第七輯)

支那事變の推移に關する正しき認識を得せしむるに共に皇國民たるの信念を啓培し愈々國民精神の振作更張を圖り銃後の護りを固くし堅忍持久以て皇運を扶翼し奉るべく時局に關する講演資料を發刊し(三千部)普く州下に配布せり。

#### 二 防空事務打合會の開催

昭和十三年四月十二日午前十時半より管下各都市及指定街庄事務擔當者三十一名を招集し防空事務打合會を開催詳細指示し且つ打合審議を遂げ午後三時散會せり。

#### 三 軍事扶助法に依る扶助狀況

今次事變動發以來本州に於て取扱へる軍事扶助法に依る扶助者にして其の後に扶助を開始せる者一〇名にして通計三十一名に達せり。

### ○銃後の花蓮港

#### 花蓮港廳臨時情報部

#### 一 防諜懇談會並防諜聯盟結成

防諜の重要性を一般に認識せしめ長期戦に備ふるため玉里街に於ては四月六日鳳林庄に於ては同八日、花蓮港

街に於ては同九日夫々主催者側よりは郡守、警察課長及廳高等係、兵事係、憲兵分隊より夫々係員出席、一般側よりは街庄長各官衙、公共團體、銀行、會社、組合、運輸業者、大商店、學校より各々代表者出席し防諜に關し

二七

腹藏なき意見の交換を行ひ銃後の護りを益々鞏固ならしむる處ありたり。

懇談會終了後夫々防護聯盟を結成宣言並規約を滿場一致可決せり。

### 二 未成年者禁酒禁煙宣誓式舉行

四月一日未成年者禁酒禁煙法の本島施行に依り之が趣旨徹底を期する爲め花蓮港街役場主催の下に四月十一日午前九時三十分花蓮港街在住未成年者、十五歳より二十歳迄の内寮人男女を花蓮港神社に召集遵法宣誓式を嚴肅裡に舉行、植田街長、緒方小學校長の訓話あり續いて青

年代表の宣誓文朗讀あり、大日本帝國萬歳を三唱して午前十時三十分終了せるが集ふ若人二百五十餘名にして、何れも時艱克服は國民體位の向上よりこの信念を深からしめたり。斯種宣誓式は追つて玉里街、鳳林郡に於ても舉行すべく計畫中なり。

### 三 出征並應召軍人遺家族

#### 技藝指導所設置

今次支那事變長期聖戰に對應し一層銃後の護りを堅固にし、出征者をして後顧の憂なからしむ可く今般花蓮港廳軍事扶助會は愛國婦人會花蓮港廳支部と協力し、出征並應召軍人遺家族の技藝指導所を設置せり。

## ○銃後の澎湖

### 澎湖廳臨時情報部

會員四十餘名松島記念館に召集陸海軍に獻納すべき綉帶  
〇〇本を調製午後四時終了せり。

### 一 愛國婦人會に於ける綉帶卷

愛國婦人會澎湖廳支部に於ては三月二十七日午前十時

### 二 防空委員會開催

三月三十一日午前十時五十分より廳會議室に於て昭和十三年第一回防空委員會開催林田廳長以下各委員出席海軍側より佐藤海軍中佐陸軍側より柳工兵少佐出席の上、昭和十三年度防空費豫算及防空計畫を異議なく可決し午後四時五十分閉會せり。

### 三 神武天皇祭を機とする行事

四月三日の神武天皇祭を機とする國民精神總動員實施の一方策として、八紘一字の聖旨宣明の爲廳下各街庄に於ては兒童に對する訓話、一般成人に對する講演を爲し尙青年團を動員して部落の美化、植樹等を実施せしめたり。

馬公街に於ては左の行事を実施本廳職員之に合流せり。

#### 1. 神社參拜

午前七時林田廳長以下馬公在任各官公衛職員在郷軍人會、消防組、街防衛團、特殊防衛團、壯丁團、青

年團、水産補習學校、馬公小學校、馬公第一第二各公學校の生徒兒童其の他一般街民一千五百餘名は澎湖神社に參集神社參拜御陵遙拜を行へり。

#### 2. 植樹、美化作業

各學校、各青年團は澎湖神社境内、各學校々庭馬公會堂前に植樹並に除草等の美化作業を爲し廳職員全員は廳舍前の新設小公園の植樹をなせり。

#### 3. 講演

午後八時より馬公會館に於て林田廳長の「八紘一字の精神」を題する講演あり聽衆八百餘名あり。

#### 4. 映畫

午後九時半より馬公會館に於て「時局下の臺灣」を映寫せり。

### 四 恤兵金寄附

國民精神總動員澎湖廳支部に於ては本年の紀元節を機とする國民精神總動員第二次強調週間に自發的に獻金申出でたる金八百四圓拾八錢を陸海軍に恤兵金として寄附する事とし四月四日馬公要港部澎湖島要塞各司令



官に手交せり。

### 五 廳職員の修養

國民精神總動員第二次強調週開設の趣旨を體し一層之が效果の持續増進を圖り日本精神の昂揚吏道の向上を期する爲官吏の教養に就き當廳は左の事項を永續的に實施す可く本年三月より勵行しつゝあり。

#### 1 禮拜日

敬神尊皇は國民道德の根源にして此の美風を涵養振作するは民衆の範たる可き官吏の特に夙夜努力す可き事項なるを以て毎月一日職員以上は出勤時刻一時間前澎湖神社に徒歩參集皇居遙拜神社參拜しつゝあり。

#### 2 教養日

複雑多岐なる事務を迅速且つ確實に處理するには崇高なる人格と豊富なる學識経験を要す可く特に緊要なる問題に就ては之が正鵠なる認識に努めざる可からざるを以て毎月第一月曜日及第三月曜日に職員以上は出勤時刻一時間前に出席廳會議室にて廳長の訓

話或は課長其の他の者の講話を聴講しつゝあり。

#### 3 懇談日

廳治の成績を擧げ事務全般の齟齬矛盾なきを期し各職員の特長を十分發揮せしめ其の短を是正せしむる目的を以て毎月第二土曜日係長以上の會合を催し腹藏なき意見を交換しつゝあり。

#### 4 身心鍛鍊日

官吏たるものは義務遂行の爲には常に如何なる事態にも則し得可き健全なる身心の保持を期せざる可からざるを以て本日の達成の爲職員以上は毎月第三日曜日に郊外散策を行ひつゝあり。

### 六 防空監視哨慰問

防空監視哨勤務者の激務と勞苦に對し之を精神的慰問の目的を以て四月七日林田廳長は伊藤兵事係長を隨へ〇〇〇及〇〇〇兩防空監視哨を訪れ激勵と懇なる慰問の辭を述べ且勤務員一同に菓子を贈呈せり。

## 海外情報

### 臨時情報部

殺された。白崇禧もこの兇手が何人の指令でなされたのか確證がないので表面上は平穩を装うて居るが、藍衣社の指令に依るものゝ睨んで益々蔣に對し反感を高めて居る。

### 財政窮乏の對策

#### 空手形「軍餉券」を發行す

國民政府の財政は漸次窮乏に陥りつゝあるが外國人關係の支拂ひ又は都會地其他外國人の眼に觸れ易い地方に於ては四苦八苦支拂を勵行して信用の維持に死力を盡して居るが一度之等の地方から離れた奥地や戰區地方の状態を見れば其窮乏を察し得る。即ち奥地や戰區に於ては軍需品其他買上物資の代金が永い間不拂であるのみならず、戰線將兵の給料迄が全線に亘り數箇月間内拂又

### 蔣介石、白崇禧の葛藤

自ら小諸葛を濠し今次事變に際し帷幄の中にあつて蔣介石を凌ぐ程に謂はれた廣西軍の驍將白崇禧は抗日に名を藉りて多年の野望たる打倒蔣政權に種々畫策して居たが首都南京の陥落は白崇禧をしてこの運動に一段の拍車を加へしめ愈々絶好の機會が到來したので廣西系の將領は白崇禧の密令を受けて滿を持して機會を狙つてゐた。一方蔣介石も亦抗日に依つて地方軍閥の勢力を減殺撲滅せんものゝ廣西軍中に腹心の者を派遣し、主要人物の動向を探査せしめてあつたので白崇禧のこの舉を未然に察知し最近藍衣社の幹部を召集、漢口に於て白崇禧を襲撃せしめた所護衛兵のため目的を達せず、白崇禧は僅かに左尉に一彈を見舞はれただけで二名の兇漢は其場で刺

は延滞といふ實情である。従つて關係士民の怨嗟や將兵の不平が甚しく内部崩潰の危機は日一日深まつてゆくの最近國民政府は窮餘の對策として曾つて地方軍閥の民膏搾取のために流通せしめた軍用票の例に倣ひ軍餉券を名稱を更へて發行し、物資や給料の支拂ひに充當することに、し本月から之を實行することに決定したといふが兌換される見込みのない空手形を受けねばならぬ兵士や人民こそ哀れなものである。

虚報で民衆を踊らす

蔣民心挽回に狂奔

支那は抗戰以來敗戦に敗戦を重ねた結果軍隊は勿論一般民衆も頗る恐慌を來し人心は極度に不安の深刻に沈淪し抗戰の前途憂慮すべきものがあつたが一計を案じ戰勝の虚報を發して街頭に爆竹を鳴らさしめ御祭騒ぎをやらせて無智の民衆を喜ばせ、更に蔣介石の言ひして次の如き訓示を發表してゐる。  
開戦以來既に數省の土地に多數の將士を失ひ國都遷移の已むなきに至れるは誠に痛恨事なり。幸にして前線

將士の奮闘後方同胞の共同に依り八閱月にして初めて戰勝を獲たるは吾等の苦勞を聊か慰め我が民族の受けたる痛苦を稍癒するに足るものなり。然れども未だ慶祝を爲すに足らず此の時機に處し吾等は益々矜驕を戒め驚愕を加へ勝を聞いて驕らず益々業を勵み長期抗戰に處すべし。

金儲け目當の

外人飛行士十名解雇せらる

無敵日本空軍の爲め徹底的に打ひしがれた支那空軍について國民政府では再建に狂奔、ソ聯始め英、米に頼つて飛行機及び飛行士の供給を仰ぎ最後の足掻きを見せてゐるが最近日本の連續空爆も勇猛果敢な空中戦闘に頼みの綱の外人飛行士連は恐れを爲し日本空軍の機影を見つけるに「三十六計逃げるに如かず」ばかり雲を霞み逃げ出す始末に國民政府側でも憤慨し外人飛行士十名を解雇した。これ等歐米飛行士は何れも金儲け目當での連中軍規を重んずる團體的戦闘には不慣れなばかりでなく中には離陸したきり着陸出來ぬといふアマチュアもある有

様で結局莫大な高給を出して抱へた國民政府も手を焼いた模様である。

舌端に迸る赤誠

五萬人を歸順せしむ

京漢線最前線に赫々たる武動に輝く〇〇部隊は殊に宣撫歸順工作に劃期的成果を収めてゐるが河北遊撃隊彭志鴻、第一戰區別働隊總司令李福和、河南剿匪司令李英以下約五萬の歸順工作の影には單身敵中に乗込み身を捨て、説得に成功した一通譯の血みごろな精進が秘められてゐる。

この佻衣の勇士こそは通譯官武田秀三氏である。嘗つては滿洲國皇弟溥儀氏の師父たりしこもあつたが事變と共に敢然宣撫官として出征、常に支那服に身をやつし我が部隊は離れて土匪出沒する山徑を辿り舌一枚を唯一の武器として堂々敵陣に乘込んで行くこの豪膽さには我が將兵も舌を捲いてゐる。殊に李英説得の際なきは彰徳から大行山脈に分け入り過勞を飢のためへト／＼になつて漸く李英の本據に辿りつき敵將を數日に亘り談合

身命を賭しての説得に遂にこの大物を歸順させたものである。この程數箇月振りに新郷に歸つて來たが歸順工作に關して

「〇〇部隊長に歸順して來たもので自分の手柄ではない」

謙遜して多くを語らないが、その豪膽さは一同の稱讃の的となつてゐる。

節食して抗日献金?

香港學生團體に於ては此の程節食費を以て抗日軍献金に充てる爲三月十日より節食運動を開始することに、なつたやうであるがいくら支那學生でも食はずには力が出まいからその結果は恐らく不成功に終るものが見られてゐる。

戦利品を偽造

勝戦のデマ資料にと

海外情勢の好轉に狂奔せる支那側は最近香港や廣東方面の記者を以て戦線視察團を編成し前線を見學させ大いに海外に宣傳せしむるべく意氣込んで居り戦利品の偽造

に忙がしく各種資材の蒐集に大奮である。

### デマより真相へ

#### 濠洲放送界の轉機

現在濠洲にはシドニー、メルボルン以下總計十八の放送局があり、そのニュース傳播力は偉大なものであるが事變以來支那側の宣傳に利用せられ殊に宋美齡秘書のドナルドが濠洲人であるため濠洲ラヂオは支那宣傳機關の如き觀を呈してゐる有様であるから今回濠洲のラヂオに日本の真相を傳へ事變に對する正しい認識を深める爲濠洲放送協會からフランク・クルーム氏が我國に特派された。クルーム氏今回の來朝に依つて濠洲放送界に一轉機を齎らすことであらう。

### 敵・ガス彈を射つ

#### 我方の損害は輕微

山東省南部に於ける支那軍は四月十三日嶧縣東南方約八杆嶺山北方地區より我軍に對し不法にも瓦斯彈射撃を

加へたるも適切な處置に依り我に大なる損害はなかつた。右瓦斯は擲射砲に依り發射せられ嘔吐を催さしめ呼吸を困難ならしむるもその性状に就ては目下調査中である。

### 中等男女學生の

#### 強徴に反共氣勢舉る

抗戰以來慘敗を重ねた共產第八路軍に於ては兵員及人夫補充のため老幼を問はず男子の強制徵募頻々に行はれた爲逃亡者續出し、最近に於ては新募殆ど不可能の狀態になつたので遂に西安を中心として中等學校以上の學生を強制し男生は兵員の補充に女子は人夫の代用として續々前線に輸送を行ひ、その數既に七、八千に及んだと傳へられこれが爲め一般民衆の恐慌はその極に達し怨嗟の聲は巷に滿ち既に密に西安剿共同志會が組織せられ反共氣勢が漲り來つた。

## 附 錄

### 事 變 日 誌

四月一日

1. 我が部隊嶧縣東方の要衝蘭陵鎮を占領、收敵數千は續々東南江蘇省内に遁入中。
2. 京漢、津浦兩線中間地區掃蕩中の我が部隊は黄河々畔の濮縣を占領又同地東南方の渡河點に於ては河舟百餘隻を悉く覆滅せり。
3. 海の荒鷲廣東方面を猛爆大戦果を收めて無事歸還せり。
4. 國民黨内に於ける國共兩黨の軋轢激化は遂に抗日勢力の主流をなす全國學生救國聯合會に波及せり。
5. カイ駐支英國大使は香港より廣東更に漢口を経て

### 臨時情報部

重慶へ赴き國民政府主席林森に國書を捧呈する由。

四月二日

1. 恐れ多くも 皇后陛下には戦傷病將兵の上に深き大御心を垂れさせ給ひ全國の陸海軍療養所百九十箇所へ皇族各妃殿下御十一方を御差遣あらせらる、旨仰せ出されたり。
2. 三州山々系に立籠つた敵を撃滅すべく杭州方面より進發せる我が高橋、佐藤部隊は既に一萬三千の

- 敵ミ交戦、戦闘回数も亦大小二十三回に及び遂に敵をして約三千の死體を遺棄し潰走せしめたり。
- 太湖西南方地区の敵を掃蕩中の我が部隊は概ね所期の目的を達成、此の間我ミ交戦せし敵兵力は約三萬五千にしてその戦場に遺棄せる敵死體は約七千に及び我が損害は死傷合せて約四百なり。
- 鈴木部隊は石樓鎮を占領更に永和に向ひ陸軍航空部隊ミ協力敵を追撃中。
- 海の荒鷲廣東を爆撃、黃沙驛附近では百餘輛の大貨車群を爆破せり。
- 漢口に於ける六全大會は最後の足掻きにも似たる國民黨の總裁制及び國民參政會の設置を定め一黨獨裁を強化するこゝとして閉會せり。

四月三日

- 航空本部長東久邁中將官邸下には本島に於ける隷下部隊の御檢閲並に御視察を遊ばされる爲陸軍機にて御着臺あらせられたり。
- 臺兒莊完全占領、榮譽の福榮部隊能く必死の大敵

- 三筒師を撃破せり。
- 揚子江々上艦隊は和縣附近の殘敵掃蕩を實施せり。
- 海の荒鷲部隊福州飛行場及廣東の韶關飛行場を空襲せるも此の日敵影なく縱横無盡に爆撃せり。
- 臺灣農業義勇團を組織、上海近郊で軍需蔬菜を栽培するこゝ、なれり。

四月四日

- 福榮部隊は臺兒莊の殘敵掃蕩を完了し目下盛に南方の敵を攻撃中。
- 鈴木部隊永和の敵三、四千を潰滅同地を占領せり。
- 海の荒鷲部隊河南省の固始並に駐馬店(京漢線山北方)飛行場を爆撃夫々敵に多大の損害を與へたり。
- 陸の軍部隊西安及三橋鎮を空襲せり。
- 我が駐蘇重光大使は蘇外相を訪問蘇聯飛行士の支那軍援助に對し嚴重抗議をなし警告を發せり。

四月五日

- 海の荒鷲部隊宜昌、固始、漳州(福建省)の各飛行場を爆撃せり。
- 近衛内閣は長期戦に處する國民の覺醒を促し國難打開に邁進する爲各關係を全國に遊說せしめて物心兩方面よりする總動員運動を展開するこゝ、なれり。

四月六日

- 艦隊部隊の一部は古陽(山西省安澤北方十六軒附近に於て約二千の敵を攻撃南方に潰走せしめたり。
- ソ聯膺懲を叫んで同教聯合軍約八千は馬仲英の和閑入りを機に愈々進撃を開始し一部は既に阿克蘇に向へり。
- 梁維新政府行政院長は三日以來北京にあり臨時政府ミ今後の方針につき協議中なりしが本日空路南京に歸還せり。
- 梁行政院長以下維新政府の首腦多數は明朗支那建設の爲友邦日本と親善關係を確立するため來る五

- 月頃渡日の豫定なり。
- 駐日支那大使館は全日本華僑聯合大會の開催によりて全殘留華僑が新政權支持を闡明するの形勢にあるを以て愈々館員一同近く引揚の已むなきに至るべし。

四月七日

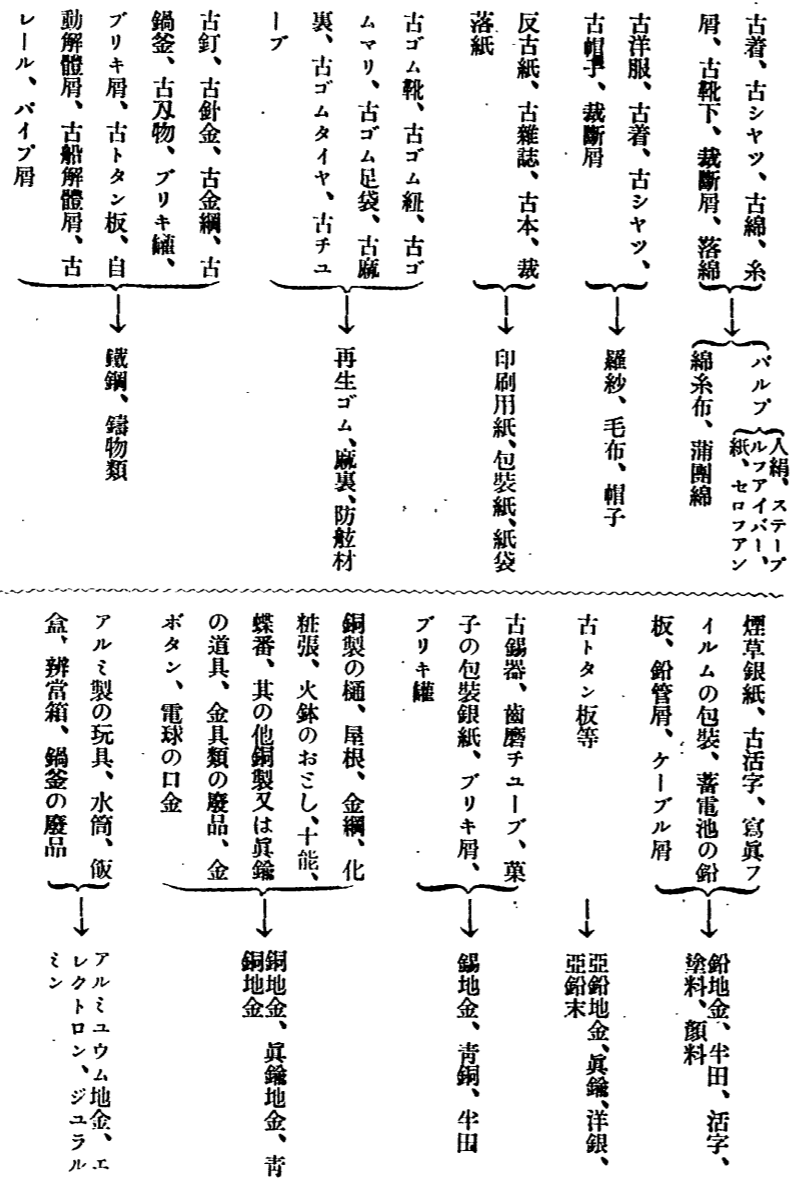
- 海の荒鷲約二十機銀翼を連ねて長驅重慶を空襲、節途漢口上空に於て敵戦闘機群ミ遭遇激戦の後見事に之を撃退し、又他の一部は宜昌、信陽(京漢線河南省南部)並に廣東省の各飛行場を襲へり。
- 支那民衆の敵排日家劉清恩(上海滬杭大學校長)は二名の支那人怪漢に拳銃を以て射殺せられたり。

四月八日

- 海の荒鷲南支各地を空襲粵漢鐵路に於ては各所を猛爆破壊せり。
- 不滿の舊東北軍中には反共團體を組織し、蔣政權覆滅を企つる者益々多し。

四月九日

る變れ生に物を派立く如のくかは品廢



1. 海の荒鷲部隊隴海線海州附近運行中の貨物列車及び北上中の軍隊を爆撃多大の損害を與へたり。
2. 中國臨時政府は東京に在住する居留民保護の爲東京に辦事處を設置することに決定せり。
3. 四月十日  
我が部隊は孟縣(河南省)西方に於て約千五百の敵を遺棄之を撃滅せり。
4. 我が海軍の荒鷲部隊の精銳約三十機は長沙岳麓山附近の軍事施設に猛爆を行へり。  
(なほこの爆撃に於て當時同處の中央軍政指揮處の發會式に臨席中の蔣介石、宋子文等多數要人の遺棄説起る)
5. 連日に亘る我が海軍の荒鷲部隊の南支攻撃に依り長沙、福建、廣東方面は戦々兢々として仕事の如きも夕闇迫る頃より僅かに二三時間なすのみ。  
(以下次號)

部報  
昭和十三年九月二十日第三十三號  
昭和十三年四月二十一日發行  
（每月一日、十一日、廿一日發行）  
第二十三號

昭和十三年四月十九日印刷  
昭和十三年四月二十一日發行  
（月三回發行）

臺灣總督府臨時情報部

臺北市榮町二丁目十五番地  
印刷人 加藤 豊吉

印刷所 臺北市京町二丁目四十三番地  
小塚本店印刷工場